

財団法人 今日庵

情報公開

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、当財団に関する資料を公開するものです。

寄附行為

財団法人 今日庵寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、財団法人今日庵と称する

(事務所)

第 2 条 本法人の事務所は、京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町6 1 3番地今日庵に置き必要に応じ各地に支部及び出張所を置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、千 利休の伝統を継ぐ今日庵裏千家に伝わる茶道を保存育成すると共に、その精神を一般に普及して日本文化興隆に貢献し、併せて今日庵に現存する遺跡遺品建造物等関係不動産・動産を保存するをもって目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 一 茶道を基本として各人の精神修養に資し、且つ諸学校に於ける情操教育の向上を計る
- 二 今日庵裏千家茶道の伝導普及
- 三 茶室建築、美術工芸、造園等の研究設計並びに指導育成
- 四 茶道文化に関する茶会、講習会、講演会及び展示会の開催
- 五 茶道文化に関する図書の頒布
- 六 国際観光に裨益する為の各種事業
- 七 茶道文化に関する資料館の設置及び管理運営
- 八 その他本法人の目的達成上必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本法人の資産は次の通りである。

- 一 本法人設立当初に設立発起人の寄附による別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 将来取得することのある補助金寄附金その他
- 四 伝授料の収入

(資産の種別)

第 6 条 本法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 公益事業を実施するために有する基本金は、事業目的が限定的であり、特定の公益事業のために使用するものとして理事会の議決を経たものに限る。
- 4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本法人の財産は理事会の議決に基づき理事長が保管する。

資産中の現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金若しくは確実な銀行、或いは信託銀行に預け入れるものとする。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

- 2 公益事業を実施するために有する基本金は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て、取り崩すことができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本法人の事業遂行に要する経費は、運用財産を以って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 本法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 本法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 本法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算書で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(外部監査)

第 14 条 会計監査については、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

(事業年度)

第 15 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 16 条 本法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 6 名以上 9 名以内
(内 理事長 1 名 副理事長 1 名 常務理事 1 名)
- 二 監事 2 名以上 3 名以内
(内 常任監事 1 名)

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。

- 2 理事長・副理事長及び常務理事は理事の、常任監事は監事の、それぞれの互選によりこれを定める。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることにならない。
- 4 監事には、本法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(顧問及び名誉顧問)

第 18 条 理事長が必要と認めた場合は、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉顧問は、本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事長の最高諮問機関とする。
- 4 名誉顧問は、本法人の名誉を象徴する。
- 5 顧問及び名誉顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 顧問及び名誉顧問は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。

(理事の職務)

第 19 条 理事長は、本法人を代表し事務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序により) 副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、本法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 20 条 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要のあるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 21 条 本法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 22 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 23 条 役員は有給とすることができる。ただし、役員はその地位にあること

のみに基づき報酬を受けてはならない。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第 24 条 本法人には、評議員 12 名以上 18 名以内を置く。

2 評議員は、本法人を継続的に援助する篤志家その他とし、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員現在数 3 分の 1 を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を決定する。

6 第 21 条から第 23 条までの規定は、評議員について準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 25 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を決定するほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項に付いて助言する。

(職員)

第 26 条 本法人の事務を処理するため書記その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 27 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 28 条 理事会の招集に際しては少なくとも開会の 5 日前に各理事に会議の目的である事項を通知するものとする。

ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志

を表示した者は、出席したものとみなす。

3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 29 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 基本財産についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 第一号、第三号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- 六 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。

3 第 27 条第 1 項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」となるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 30 条 すべての会議には次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名が署名押印の上、これを保存する。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 開会当時の理事総数
- 三 当日出席者（委任状提出者を含む）の氏名
- 四 議事の経過要領及びその結果
- 五 表決数
- 六 その他必要な事項

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 31 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 32 条 本法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 33 条 本法人の解散に伴う残余の財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けて本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 34 条 本法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
 - 二 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 三 事業報告書
 - 四 収支決算書
 - 五 正味財産増減計算書
 - 六 貸借対照表
 - 七 財産目録
 - 八 事業計画書
 - 九 収支予算書
 - 十 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 十一 理事会及び評議員会の議決に関する書類
 - 十二 資産台帳及び負債台帳
 - 十三 官公署往復書類
 - 十四 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 9 号の書類は永年、同項第 10 号の書類及び帳簿は 10 年以上、同項第 11 号及び第 12 号の書類及び帳簿は永年、同項第 13 号から第 14 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる書類については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。